

諮問庁：検事総長

諮問日：令和3年11月1日（令和3年（行個）諮問第181号）

答申日：令和4年3月31日（令和3年度（行個）答申第207号）

事件名：本人に係る特定事件で警察が作成した調書等の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定地検特定事件番号の特定事件で特定警察が作成した調書又は供述書」（以下「本本文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第4章の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年5月25日付け○地検（企）第41号により特定地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、意見書1及び意見書2の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書

原処分に納得がいかないため。

（2）意見書1

別紙の1のとおり。

（3）意見書2

別紙の2のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

（1）開示請求の内容

本件開示請求は、本件対象保有個人情報を対象としたものである。

（2）処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求は、刑事事件の捜査の過程で作成・取得された文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、その存否

にかかわらず，その請求自体からして，刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条の2第2項の規定により法第4章の適用が除外される「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するとして，不開示決定（原処分）を行った。

2 本件諮問の要旨

審査請求人は，処分庁の決定に対し，不開示決定を取り消し，保有個人情報を開示するとの決定を求めているところ，諮問庁においては，原処分を維持することが妥当であると認めたので，以下のとおり，理由を述べる。

3 「訴訟に関する書類」の意義

「訴訟に関する書類」とは，被疑事件・被告事件に関して作成され，又は取得された書類であり，それらは，①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり，捜査・公判に関する活動の適正確保は，司法機関である裁判所により図られるべきであること，②刑訴法47条により，公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方，被告事件終結後においては，刑訴法53条及び刑事確定訴訟記録法により，一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め，その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど，これらの書類は，刑訴法（40条，47条，53条，299条等）及び刑事確定訴訟記録法により，その取扱い，開示・不開示の要件・開示手続等が自己完結的に定められていること，③典型的に秘密性が高く，その大部分が個人に関する情報であるとともに，開示により犯罪の捜査，公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから，法第4章の適用除外とされたものである。

また，刑訴法53条の2は，その適用除外の対象について，「訴訟記録」だけに限らず，「訴訟に関する書類」と規定していることから，被疑事件・被告事件に関して作成された書類の全てが，同条の規定する「訴訟に関する書類」に該当し，訴訟記録のほか，不起訴記録等も含む趣旨であると解することが相当である。

4 本件対象保有個人情報が「訴訟に関する書類に記録された個人情報」に該当することについて

本件開示請求は，特定被疑事件に関して，審査請求人が供述した内容を警察官が録取し作成した調書又は供述書に記録された保有個人情報を対象とするものであるところ，これらは正に刑訴法の定める手続きに従い，捜査機関が犯人及び証拠を発見，収集，保全する手続きの中で作成又は取得される書類であることから，それ自体が特定の事件記録を構成するものであり，刑訴法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当することは明らかである。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求書の添付資料によれば、審査請求人は自身の体調不良時の対応のために開示を求めており、自身の健康等を保護するため法16条による裁量的開示を求めているものと認められるが、そもそも「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」は、上記のとおり同条が含まれる法第4章の適用が除外されているものであって、同条の規定の適用も除外されることから、同条による裁量的開示を行うことはできない。

6 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の適用が除外されるため、処分庁が行った原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年11月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月16日 審査請求人から意見書1及び意見書2並びに資料を收受
- ④ 令和4年2月25日 審議
- ⑤ 同年3月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第4章の規定の適用が除外されているとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報に対する法第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 本件対象保有個人情報に対する法第4章の規定の適用の可否について

(1) 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解される場所、同項がこれを法の規定の適用から除外した趣旨及び法の適用除外の対象については、諮問庁が上記第3の3で説明するとおりであり、訴訟記録に限らず、不起訴記録等も「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。また、刑事事件の捜査の過程で作成又は取得された文書は、同条1項の「訴訟に関する書類」に含まれると解されており、同条2項においても、同様に解される。

(2) 「訴訟に関する書類」該当性

本件対象保有個人情報とは、特定事件に関して、審査請求人が供述した内容を警察官が録取し作成した調書又は供述書に記録された保有個人情報であることから、捜査権行使の過程や結果を示す内容を有するものであって、特定事件の捜査の過程で作成・取得された文書に記録された保有個人情報であると認められる。

(3) そうすると、上記第3の4の諮問庁の説明は首肯でき、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するものと認められるから、法第4章の規定は適用されないものである。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書に添付された資料によれば、本件対象保有個人情報につき、法16条による裁量的開示を求めているものとも解されるが、刑訴法53条の2第2項により法第4章の規定は適用除外となるため、同章に置かれている法16条の規定も適用されないものであるから、審査請求人の上記主張は採用できない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第4章の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙

1 (意見書1)

諮問庁が作成した理由説明書(本文の第3を指す。)について、

「1(1)」については、認める。「(2)」については、事実であるため認める。

「2 本件諮問の要旨」については、認める。

「3 「訴訟に関する書類」の意義」については、不起訴記録が訴訟に関する書類である場合もあることは認めるが、本件開示請求における不起訴記録が「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するかについては争う。そもそも本件開示請求している文書は「本件文書」であり、これらは警察官が作成した行政文書であり、その後特定地検へ提出されたものであることから、刑事事件に使う目的と行政目的(〇〇に関する行政罰等)に使う目的を併有する文書である。一方本件開示請求している「本件文書」については、現在も訴訟として使用されておらず、今後訴訟として使用される可能性もないものである。このような不起訴記録については、別添資料「特定文献」にあるように本件開示請求している文書はB(刑事事件で使う目的と行政目的に使う目的を併有する文書)であってb(刑事確定訴訟記録法に基づき閲覧することができない「不起訴記録」等)に該当する文書であることは明白である。よって本件請求している文書は「訴訟に関する書類」に当たることは妥当ではないと考えられることから、改めて開示されるよう強く意見申し上げます。付け加えて述べるならば、本件開示請求は、私自身のために請求するものであり、開示した場合であっても、今後、捜査、訴訟等に何ら影響しないことは明らかであり、「不起訴記録」であることのみをもって、不開示決定とされることは控えて頂きますよう心からお願い申し上げます。

2 (意見書2)

なにをかいていいのかわからない

今心の中にあることをかく

自分は年金ぐらしで毎日のセイカツをキリツメびょうきにならないように毎日歩いてケンコウなからだをつくる様にしていた

交通ルールをまもって安全にチュウイしていたのにバックではしってきた車にハネられ、その日からツエをついて生活をしている

車でハネられた時のことが思いだせない自分のイシキ、キオクじょうたいがどうであったのかしりたい

しることでこんごいきていくちからになればと考える

毎日ねてすごし毎日なみだがでる

自分はなにもわるいことをせずくにのためにかぞくのために1日16時間以上もやすみの日はたらいてきた

なんじゅうねんもゴールドメンキョで安全うんてんをしてきたのになんでこんなふじゆうな体になるのかくやくてついついなみだが出る

これからガンバっていくことができない

死ぬまでわからないままでいたくない

ただただ自分のじょうたいが知りたいだけ

かがいしゃをうらんでも、もとははもどらない

自分のじょうたいがしりたいただけ

ボールペンでかこうとしても、うでに力がはいると手がふるえかけない

力をいれずよみにくいじでかくのをゆるしてほしい

イミがわからないことをかいているのかわからない たすけてほしい

かこうとするとなみだがでるつらい

車にハネられケイサツかんになにかいわれ

どんなことを自分がいったのか

しよるいにサインをさせられ

自分がサインをした内容だけでもこうかいしてほしい

かがいしゃのことをしてももとの体にもどらない

イシャからしんけいしょうがいといわれちりょうをなん年もつづけ

ノウしょうがい（こうじキノウしょうがい）といわれなんねんもリハビリをしてベッドでなくことしかできない

ねながらなんでこんなことをかかなければならないのかおしえてほしい

つらいらくに死ねるクスリがほしい

くるしまずにかぞくにメンドウをかけずに死にたい

なんでこんなことになるのか

自分はじこに合わないように歩いていただけなのに

じこにあった時のキオクとイシキじょうたいをしりたいただけなのに

しることによってこれからの生活にくふうをしていきたい

がんばれる力をつけたい

もうしんだほうがいいのかどうしたらいいのか

だれに相談したらよいのかかぞくにははなせないかぞくがくるしむだけ

かぞくをくるしめたくない

行政は自分みたいにくるしんでいるものをたすける様にしてほしい

いろんなところにそうだんしても、みんなにげる

なんでこんなよのなかになるのか

死んでいく人のキモチをりかいしてたすけることをしないと死んでいく人はふえていくばかりやと思う

自分みたいなひがい者がふえないことをねがう

たすけられるのは

しりしよくのない，りがいのない行政しかない，その様な場所をつくってほしい

これイジョウひがい者がなきねいりしないようにしてほしい

なぜ車にハネられた自分のじょうほうをほうりつでださない様にして

いるのか

ひがい者になぜしらせたくないのか

たい

かこうとすると頭がいたくなり，パニックになり

ことばがうかんでこないうでがふるえ

なんどもかきなおし

なんにちもかけかいてはやぶり

なんとかかいた

これでイミがつたわるのかよくわからない

これがもとめられるイケンになるのか

このてがみがとどいたら

これでよかったのかおしえてほしい

かきたいことがたくさんあるのにかけない

これでゆるしてほしい

これでりかいをしてほしい

だれにもそうだんできずつらい

※してい日までにとどいたのかわからない

とどいたらおしえてほしい

※記入れいをうつすことはできる

自分で考えかこうとするとかけない

ことばがすぐにうかんでこない

手がふるえ頭がパニックになる

人の50倍100倍の時間がかかる